

法制審、令和8年度中に要綱を決定へ

株式の無償交付制度等を見直す 「会社法制の見直しに関する中間試案」

法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会（部会長：神作裕之学習院大学法学部教授）は3月18日、「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」を取りまとめた。株式関係では、株式の無償交付制度の対象に上場会社の使用人やその子会社の使用人等を追加する。また、株式交付制度では、子会社株式の追加範囲の拡大を行う。そのほか、バーチャルオンリー株主総会の創設や株主提案権の議決権数の要件を見直す。法務省では、中間試案に対する意見募集を行い、令和8年度中にも会社法制の見直しに関する要綱を決定する方針だ。本特集では、中間試案の概要をお伝えする。

株式の無償交付制度、子会社の使用人等も対象へ

まず、株式関係では、株式の無償交付制度の見直しが挙げられる。令和元年の会社法の改正により、上場会社の取締役又は執行役を対象として、株式の無償交付ができることとなった。しかし、昨今では、国内外の優秀な人材を確保する観点などから従業員及び子会社の取締役等に対しても株式を付与する動きが広がっている。このため、中間試案では、株式の無償交付の範囲を拡大する旨が提案されている。具体的には、上場会社の使用人又は上場会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役若しくは使用人（以下「使用人等」）を対象とする方向だ。

現行制度では、使用人等は株式の無償交付の対象外であるため、実務上は金銭債権を使用人等に付与した上で、使用人等に募集株式を割り当て、引受人となった使用人等に金銭債権を現物出資財産として給付させることにより、株式の発行又は自己株式の処分をするという取扱いがなされている。改正が実現す

れば、このような事務負担が生じないことになり、企業にとっては朗報といえよう。

株主総会決議の有無が論点

ただし、大きな論点となっているのは、株主総会決議の有無だ。中間試案では、株主総会決議を要件とせずに取締役会の決議のみで使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服するものとするA案と、株主総会決議により使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服しないものとするB案の両論併記となっている。

部会では、A案を支持する意見として、実務上、機動的に株式の無償交付をすることが可能になるのが望ましいといったものや、使用人等に対する株式の無償交付は使用人等の処遇という経営判断の問題であり、取締役会が判断するべきものであるといったものがあつた。一方、B案については、株主総会決議を要件としても、具体的な決議の方法を工夫